

明石市入札参加者等指名停止基準

（指名停止）

第1条 市長は、入札参加資格者（注1）が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各項各号に定める期間の指名停止（注2）を行うものとする。

2 契約担当者（注3）は、建設工事、調査委託、製造の請負、物品の購入等（以下「工事等」という。）の契約のため、指名を行うに際し、前項の指名停止を受けている入札参加資格者を指名してはならない。

また、指名停止を受けた入札参加資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体と同期間の指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止と同期間の指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条 入札参加資格者が一の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の二以上に該当したときは、措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものを適用する。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる期間の2倍の期間とする。ただし、3年を限度とする。

（1）別表第1に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に掲げる措置要件にかかる事実があったとき。

（2）別表第2に掲げる措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表に掲げる措置要件にかかる事実があったとき（次号、第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）。

（3）別表第2第1項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年

を経過するまでの間に、同項の措置要件にかかる事実があったとき。

(4) 別表第2第2項又は第3項の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第2項又は第3項の措置要件のいずれかにかかる事実があったとき。

(5) 別表第2第8項第7号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、同号の措置要件にかかる事実があったとき。

なお、同号の規定による指名停止期間中に同号にかかる事実があった場合の指名停止期間については、同号の規定による指名停止期間満了の日の翌日を始期とする。

3 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2に掲げる期間の2分の1に短縮することができる。

(1) 情状酌量すべき特別の事由があるとき。

(2) 市が発注する国税の完納を入札参加要件とする競争入札等において、契約の相手方として決定されたにもかかわらず、契約締結期限までの間に国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出しなかった場合において、契約締結期限の翌日から起算して3日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日は算入しない。）に国税の滞納がないこと証する納税証明書を提出したとき。

4 市長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるとき又は極めて重大な結果を生じさせたときは、第1条第1項及び第1項の規定による指名停止の期間を当該期間の2倍に延長することができる。ただし、3年を限度とする。

5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときにあっては2分の1に、極めて悪質な事由が明らかとなったときにあっては2倍に当該指名停止期間を変更することができる。ただし、3年を限度とする。

6 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が、当該事案について、責を負わないことが明らかになったと認めるときは、指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第3条の2 市長は、第1条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行なう際に、入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいず

れかに該当する場合（第3条第2項の規定に該当する場合を除く。）の指名停止の期間は、当該各号の規定により算出した期間とする。ただし、3年を限度とする。

（1） 談合情報を得た場合、又は市職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、入札参加資格者等契約権限を有する者から、当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について談合をしていたとして、別表第2第2項第1号又は第5号若しくは第3項第1号のいずれかに該当したとき。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間

（2） 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間

（3） 別表第2第2項に該当する入札参加資格者等について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間を2倍にして得た期間

（4） 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合行為等関与行為があり若しくはあったことが明らかになった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由（注4）があるとき（第1号から前号までの規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

（5） 市職員若しくは他の公共団体等の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3項に該当する入札参加資格者等に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当する場合を除く。）。当該措置要件に定める指名停止期間に1月を加算して得た期間

2 市長は別表第2第2項に該当する入札参加資格者について、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置要件に定める指名停止の期間を2分の1に短縮することができる。

（指名停止等の通知）

第4条 市長は、第1条第1項若しくは第2条各項の規定により指名停止を行い、第3

条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該入札参加資格者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をした場合において、必要に応じ当該事案の改善措置について報告を徴することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

（下請の禁止）

第6条 契約担当者は、指名停止の期間中の入札参加資格者が市の発注する工事等の下請をすることを承認してはない。

（指名停止に至らない事由に対する措置）

第7条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（運用項目）

第8条 市長は、この基準を施行するため、必要な事項を別に定める。

附 則

この基準は、平成6年7月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年1月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年9月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年5月31日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

平成16年6月30日以前に契約した工事については、改正後のこの基準別表第2第8項第7号及び第8号中「評価結果54点以下」を「評価結果69点以下」に読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

1 この基準による改正後の別表第2第1項及び第3項の規定は、施行日以降に、贈賄又は競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕又は書類送検された入札参加資格者等から適用し、同日前に、贈賄又は競売入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕又は書類送検された入札参加資格者等については、なお従前の例による。

2 この基準による改正後の第3条の2及び別表第2第2項の規定は、施行日以降に、独占禁止法の規定により公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は刑事告発を受け、若しくはこれにより逮捕された入札参加資格者等から適用し、同日前に独占禁止法の規定により、公正取引委員会より排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は刑事告発を受け、若しくはこれにより逮捕された入札参加者等については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 改正後の基準第3条第2項第5号及び別表第2第8項第7号の規定は、施行日以降に契約を締結した工事から適用し、施行日前に契約を締結した工事については、なお従前の例による。

2 改正前の基準別表第2第8項第7号及び第8号の規定により指名停止の措置を行った入札参加資格者については、改正後の基準別表第2第8項第7号の規定により指名停止措置を行ったものとみなし、改正後の基準第3条第2項第5号の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準による改正後の基準第3条第2項、第4項、第5項、第3条の2第1項の規定は、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日以後にあったときから適用し、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日前にあった者については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

この基準による改正後の基準別表第2第8項第7号の規定は、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日以後にあったときから適用し、措置要件に該当することとなった基となる事実が施行日前にあった者については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

改正

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市が発注する工事等の契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して 6か月
(過失による粗雑工事)	
2 市が発注する工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。(瑕疵が軽微であるときを除く。)	当該認定をした日から起算して
(1) 会計検査院又は監査委員に文書指摘されたとき。	3か月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され議会に報告されたとき。	3か月
(注5)	
3 市が発注する工事等以外の県内公共工事等(注6)の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 会計検査員又は監査委員に文書指摘されたとき。	2か月
(2) 会計検査院又は監査委員に指摘され、議会に報告されたとき。	2か月
(契約違反)	
4 市が発注する工事等の施工等に当たり、第2項に掲げる場合のほか、契約に違反し工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 2か月以上の履行遅滞があったとき。	3か月
(2) 1か月以上2月未満の履行遅滞があったとき。	2か月
(3) 1か月未満の履行遅滞があったとき。	1か月
(4) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策が不良のとき。	3か月
イ 工程管理、資材管理若しくは労務管理が不良であるとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。	1か月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
5 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 死亡者を生じさせたとき。	6か月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	3か月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	6か月
6 兵庫県内の工事等で市が発注する工事等以外の工事等(以下「一般工事等」(注7)という。)の施工等に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 死亡者を生じさせたとき。	3か月
(2) 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	2か月
(3) 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき。	3か月

7 近畿（注8）内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 （1） 死亡者を生じさせたとき。 （2） 負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。 （3） 火災、水害その他重大な事故を生じさせたとき （安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）	当該認定をした日から起算して 2 か月 1 か月 2 か月
8 市が発注する工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 （1） 死亡者を生じさせたとき。 （2） 重傷者（注9）を生じさせたとき。	当該認定をした日から起算して 2 か月 1 か月
9 兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。 （1） 死亡者を生じさせたとき。 （2） 重傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から起算して 1 か月 1 か月
10 近畿内の公共工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に多数の死亡者を出し、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して 1 か月

別表第2 不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 入札参加資格者又はその使用人（以下「入札参加資格者等」という。）が、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 入札参加資格者等が、市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (2) 入札参加資格者等が、兵庫県内の他の公共機関（注 10）の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (3) 入札参加資格者等が、近畿内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (4) 入札参加資格者等が、近畿以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から起算して 12か月 9か月 6か月 6か月
(独占禁止法違反) 2 入札参加資格者等が業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令（独占禁止法第 7 条の 4 第 1 項に該当する場合を含む。以下同じ。）を受けたとき。 (2) 兵庫県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 (3) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 (4) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。 (5) 市が発注する工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 (6) 兵庫県内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 (7) 近畿内の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。 (8) 近畿外の一般工事等に関する違反行為について、公正取引委員会から刑事告発を受け、又はこれにより逮捕されたとき。	当該認定をした日から起算して 12か月 8か月 4か月 4か月 18か月 12か月 6か月 6か月
(談合等) 3 入札参加資格者等が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 市が発注する工事等に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (2) 兵庫県内の一般工事等に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕又は書類送検又は起訴を知った日から起算して 12か月 9か月

(3) 近畿内の一般工事等に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
(4) 近畿外の一般工事等に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
(補助金の不正受給を目的とした不正行為)	
4 業務に関し、入札参加資格者等が、補助金等（注 11）の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	逮捕、書類送検又は起訴を知った日から起算して
(1) 市の補助事業等（注 12）または間接補助事業等（注 13）（以下「補助事業等」という。）に関し、「補助金等適正化法」第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1 2 か月
(2) 兵庫県内の補助事業等に関し、「補助金等適正化法」第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 か月
(3) 近畿内の自治体の補助事業等に関し、「補助金等適正化法」第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
(4) 近畿外の自治体の補助事業等に関し、「補助金等適正化法」第 29 条若しくは第 30 条又は詐欺の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(暴力団関係)	
5 入札参加資格者に関し、警察から次の事実該当する旨の通報があったとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む。）しているとき。	1 2 か月以上その事実がなくなつたと通報があるまで
(2) 暴力団員を相当の責任のある地位にある者（注 14）として使用し、又は代理人として選任しているとき。	6 か月以上その事実がなくなつたと通報があるまで
(3) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者が、自社、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の威力を利用したとき。	6 か月以上その事実がなくなつたと通報があるまで
(4) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者が、暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。	3 か月以上その事実がなくなつたと通報があるまで
(5) 入札参加資格者又はその役員その他経営に実質的に関与しているか、若しくは相当の責任の地位にある者が、暴力団と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	6 か月以上その事実がなくなつたと通報があるまで
(建設業法違反行為)	
6 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 入札参加資格者等が、建設業法違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合。	当該認定をした日から起算して

ア 市が発注する工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 か月
イ 兵庫県内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 か月
ウ 近畿内の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
エ 近畿外の一般工事等に関し、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(2) 入札参加資格者が、建設業法第 28 条及び第 29 条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	
ア 市が発注する工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	6 か月
イ 兵庫県内の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	5 か月
ウ 兵庫県外の一般工事等に関し、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	3 か月
(3) 入札参加資格者が、建設業法第 28 条の規定により、指示処分を受けたとき。	
ア 市が発注する工事等に関し、指示処分を受けたとき。	3 か月
イ 兵庫県内の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	2 か月
ウ 兵庫県外の一般工事等に関し、指示処分を受けたとき。	1 か月
(不正又は不誠実な行為)	
7 別表第 1 及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から起算して
(1) 入札参加資格者又はその役員その他相当の責任の地位にある者が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	9 か月
イ 兵庫県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	8 か月
ウ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
エ 近畿外の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(2) 入札参加資格者の使用人（前号に掲げる者を除く。）が暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 市が発注する工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	6 か月
イ 兵庫県内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	5 か月
ウ 近畿内の一般工事等に関し、暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(3) 入札参加資格者等が業務に関し脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3 か月
(4) 入札参加資格者等が業務関連法令（注 15）に重大な違反（注 16）をしたとき。	

ア 市が発注する工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	3 か月
イ 兵庫県内の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	2 か月
ウ 近畿内の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	1 か月
エ 近畿外の一般工事等において、上記法令等に重大な違反をしたとき。	1 か月
(5) 入札参加資格者等が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「自動車保管法」という。）違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 兵庫県内において、自動車保管法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	2 か月
イ 近畿内において、自動車保管法違反により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	1 か月
(その他)	
8 入札参加資格者又はその役員（以下「役員等」という。）に重大な反社会的行為があり、工事等の契約の相手として不適当であると認められるとき等指名停止を必要とする場合。	当該認定をした日から起算して
(1) 役員等が量刑に禁こ以上の刑が含まれる犯罪の容疑により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告されたとき。	3 か月
(2) 入札参加資格者が金融機関から取引停止となったとき。	取引再開まで
(3) 入札参加資格者等が競争入札に際し、担当職員の指示に従わなかったとき。	1 か月
(4) 入札参加資格者等が、業務に関し、明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に規定する不当要求行為等（以下「不当要求行為等」という。）を、又は役員等が、不当要求行為等を行ったと市長が認めたとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
(5) 市が発注する工事等の受注者又は下請業者が暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告又は警察への届出のいずれもしなかった事実が警察からの通報により確認され、市長が指名停止の措置を必要と認めたとき。	3 か月
(6) 建設工事の元請として施工した工事の評価結果が次のいずれかに該当するとき。	
ア 50 点以上 54 点以下のとき。	3 か月
イ 49 点以下のとき。	6 か月
(7) 落札した建設工事等について、適正な技術者を配置できないこととなったとき。	6 か月
(8) 市が発注する工事等の競争入札等において、正当な理由がなく次のいずれかに該当することとなったとき。	3 か月
ア 市が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合において、契約の相手方として決定されたにもかかわらず、これらの作成に応じなかったとき。	
(注 17)	
イ 市が契約につき契約の相手方に請書の提出を求める場合に	

において、契約の相手方として決定され契約が成立したにもかかわらず、請書の提出に応じなかったとき。 ウ 上記のア及びイに該当しない場合において、契約の相手方として決定され契約が成立したにもかかわらず、その日から起算して7日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日を定める条例（平成3年条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日は参入しない。）に契約の解除を申し出たとき。 （9） 市が発注する国税の完納を入札参加要件とする競争入札等において、契約の相手方として決定されたにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書を契約締結期限までの間に提出しなかったとき。 （10） その他市長が明石市競争入札等審査会の議を経て指名停止の措置を必要と認めたとき。	6 か月 1 2 か月以内
---	-----------------------------

用 語 説 明

明石市入札参加者等指名停止基準とは、市又は公営企業が実施する一般競争入札又は指名競争入札等において、契約を締結するのにふさわしくない入札参加資格者（注１）に対して、市長が行う指名停止（注２）の措置要件等を定めたものをいう。

よって、別表中における「市」とは、市及び公営企業を指す。

（注１） 市及び公営企業が発注する建設工事、調査委託、製造の請負、物品の購入等の一般競争入札及び指名競争入札等に参加する者として登録をしている者

（注２） 指名停止、指名回避、指名留保、不選定の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、契約を締結するのにふさわしくない入札参加資格者について、市長が契約担当者に対し一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。

（注３） 市長及び公営企業管理者並びにその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。

（注４） 悪質な事由があるときとは、当該発注者に対して入札参加資格者又はその使用人が不正行為の働きかけを行なった場合等をいう。

（注５） 文書指摘された後に、議会に報告された場合は、別件として指名停止を行なう。

（注６） 公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。

（注７） 一般工事等とは、市が発注する工事等以外の公共工事及び民間工事等をいう。

（注８） 近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

（注９） 重傷者とは、治療３０日以上 の 傷害をいう。

（注１０） 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

（注１１） 補助金等とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２第１項に規定されるもの又は、地方自治法第２３２条の２に基づく現金的給付をいう。

(注 12) 補助事業等とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(注 13) 間接補助事業等とは、国以外のものが国から補助金等の交付を受け、それを財源として交付する給付金の対象となる事務又は事業をいう。

(注 14) 相当の責任のある地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注 15) 業務関連法令とは、次のものをいう。

- 1 労働基準法、労働安全衛生法等の労働者使用関連法令
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、騒音規制法等の環境保全関連法令
- 3 建築基準法その他の法令

(注 16) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合、又は同法令違反容疑で逮捕、書類送検又は起訴された場合等をいう。

(注 17) これらの作成に応じなかったときとは、契約締結期限までに提出を求める書類等を提出しなかったときを含む。